

アルバック健康保険組合が認める自営業における直接的必要経費

認定対象者が自営業者の場合、健康保険では、総収入金額から「直接的必要経費」のみを差し引いた残りの額が生計を維持するため投入し得る収入額ととらえます。

「直接的必要経費」は、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めています。

直接的必要経費の詳細は下記の「一覧」を参照ください。「収支内訳書（または青色申告書）」の総収入金額から「直接的必要経費」に該当する経費を差し引いて、収入を計算します。

「○」直接的必要経費として認める経費

「△」備考欄の条件を満たした場合、直接的必要経費として認める経費

「×」直接的必要経費として認めない経費

科目	可否	備考
売上原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途が混在しているため、50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認める。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用については直接的必要経費とは認めない。混在している場合は自己申告すること。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途が混在しているため、50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認める。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	原則として認めないが、収支台帳や領収書等で事業上の必要経費として明らかである場合のみ必要経費として認める。
消耗品費	△	用途（事業用・自宅用）が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めない。健保組合より用途が混在しているかどうか確認をする場合があるため、混在している場合は自己申告すること。申告がない場合は、全額直接的必要経費として認めない。
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給与賃金	×	
外注工賃	○	
利子割引料	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途が混在しているため、50%（小数点以下切り捨て）のみ直接的必要経費として認める。
貸倒金	×	
雑費	×	

※上記にない科目については、その都度、事業内容等により判断する。